



質問

町内会費を管理費から支出している規約は見直しが必要ですか。

(相談概要)

当社が管理受託するある管理組合では、町内会費を管理費から支出しており、規約にもその旨が記載されています。ある組合員から、管理組合は建物等の管理を行うことを目的とした団体であり、当該規約事項はその目的外となるため無効であると主張しています。現行の規約は見直しが必要ですか。



回答

管理費等の徴収は管理組合自治に関する事項であり、規約の定めがただちに無効となるものではないと考えられます。

しかしながら、平成 28 年 3 月 14 日に公表された(改正)マンション標準管理規約では、第 27 条関係コメント③において以下のように示されていますので、十分に留意する必要があります。

③「管理組合は、区分所有法第 3 条に基づき、区分所有者全員で構成される強制加入の団体であり、居住者が任意加入する地縁団体である自治会、町内会等とは異なる性格の団体であることから、管理組合と自治会、町内会等との活動を混同することのないよう注意する必要がある。各居住者が各自の判断で自治会又は町内会等に加入する場合に支払うこととなる自治会費又は町内会費等は、地域住民相互の親睦や福祉、助け合い等を図るために居住者が任意に負担するものであり、マンションを維持・管理していくための費用である管理費等とは別のものである。自治会費又は町内会費等を管理費等と一体で徴収している場合には、以下の点に留意すべきである。

ア 自治会又は町内会等への加入を強制するものとならないようにすること。

イ 自治会又は町内会等への加入を希望しない者から自治会費又は町内会費等の徴収を行わないこと。

ウ 自治会費又は町内会費等を管理費とは区分経理すること。

エ 管理組合による自治会費又は町内会費等の代行徴収に係る負担について整理すること。

管理組合としては、この機会に規約の見直しを行うことが望ましいでしょう。

【参考判例】

【平成 19 年 8 月 7 日 東京簡裁判決】 WLJP 文献番号 2007WLJPCA08079003

「町内会費の徴収は管理組合の目的外事項と判断した事例」

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。